

# 小山工業高等専門学校学寮宿日直規程

制 定 平成24年12月12日

最終改正 平成30年1月17日

## (総則)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）学寮宿日直勤務（以下「宿日直」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（以下「機構教員宿日直規則」という。）に定める場合又は法令等に定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

## (勤務体制)

第2条 宿日直勤務者（以下「宿日直者」という。）は、本校の専任教員及び校長が認めた者とする。

2 宿日直者は、原則として輪番で1名が、宿日直に従事するものとする。

## (宿日直の免除)

第3条 宿日直を免除することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 停職及び休職中の者
- 二 健康診断の結果、宿日直勤務が不相当と指示された者
- 三 公務による長期出張を命ぜられている者
- 四 転入者又は新規採用者で、着任後又は採用後1月を経過しない者
- 五 満60歳以上の者及び当該年度内に満60歳となる者
- 六 その他校長が特に認めた者

## (宿日直日)

第4条 宿日直日は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業日を除く日とする。ただし、特別の事情により、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

## (宿日直時間)

第5条 宿日直時間は、次のとおりとする。

宿直 17時00分から翌日の8時30分まで

日直 土曜日、日曜日又は休日等の8時30分から17時00分まで

## (宿日直の命令及び割振り)

第6条 宿日直は、校長が命ずる。

2 宿日直の割振りは、寮務主事が定め、校長の決裁を得たうえ、実施する月の7日前までに宿日直者に通知するものとする。

## (宿日直の交代)

第7条 宿日直者は、疾病その他やむを得ない理由により勤務日に勤務できないときは、あらかじめ交代者を定めたうえ、「宿日直勤務交代承認願」を学生課寮務係（以下「寮務係」という。）に提出し、校長の許可を得て交代することができる。

## (宿日直の内容)

第8条 宿日直の内容は、機構教員宿日直規則第3条第1項に定めるもののほか、必要により、別途定めるところとする。

(当直日誌)

第9条 宿日直者は、「当直日誌」に必要事項を記入のうえ、校長に提出するものとする。

2 「当直日誌」の取り扱いについては、秘密の保持に努めるものとする。

(勤務の引継)

第10条 宿日直者が、勤務に従事するときは、前任者又は寮務係から所要事項の引き継ぎを受け、勤務が終了したときは、後任者又は寮務係にこれを引き継ぐものとする。

(警備員との連絡)

第11条 宿日直者と警備員とは、常に連絡を密にするものとする。

(非常時の措置)

第12条 火災・地震等の非常災害があったとき、又はそのおそれがあるときは、宿日直者は、警備員等と協力して、臨機の措置を講ずるものとする。

(事務)

第13条 宿日直に係る事務は、寮務係で所掌するものとする。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、校長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校教員学寮宿日直規程（昭和49年1月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。